

1848年「3月革命」とドイツ近代立憲主義の萌芽

——混乱からフランクフルト（パウル教会）憲法の制定へ——

山 岸 喜久治

- [A] はじめに－3月前（まえ）期
- [B] 1814年以降の立憲主義
- [C] 3月革命と二重的憲法会議
- [D] フランクフルト憲法の特質
- [E] むすび－ドイツ立憲主義の原型

[A] はじめに－3月前（まえ）期

[3月前（まえ）期のドイツ]

1846年から47年にかけて、ヨーロッパは凶作が続き、イギリスにおいても1847年恐慌が起きると、圧政に苦しみ、生活にあえいでいた民族や人々は、政治的・経済的変革を求める運動を展開した。1846年のクラクフ（ポーランド）での民族蜂起をきっかけに改革の波は他国へと広がり、ついに1848年2月にフランス革命となって表面化する。2月革命の影響は、ドイツにも及びいわゆる「3月革命」が勃発した。

1806年の神聖ローマ帝国解体後の「ドイツ」では、プロイセンとオーストリアが二大強国となりつつあった。プロイセンは、すでに1700年代ころから、軍事・行政国家としての性格を強めていたが、とくに1740年5月、フリードリヒ・ウィルヘルム1世が没し、フリードリヒ2世が即位すると、武力外交を開始するようになる。オーストリア継承戦争、7年戦争を闘う中で、プロイセンの領土は着実に拡大してきた（メアリー・フルブロック [高田有現+高野淳訳] ケンブリッジ版世界各国史『ドイツの歴史』2008年117-119）。

[1789年フランス大革命の衝撃]

しかし18世紀末までのドイツは、行財政改革など内側からの改革にもかかわらず、なお旧態依然のままであった。ドイツに転換を迫る力は、「フランス大革命」（1789年）という外側からの衝撃的事件であった。

1789年は、フランス大革命勃発の年であるとともに、ドイツ憲法史上の記念すべき年でもあつ

た。いまだ憲法 (Verfassung) というものが制定されず、憲法史上の重要な事件も起こらなかったドイツでは、1789 年の理念とその実現へ向けての第一歩が決定的な作用をもたらした。従来の政治秩序の正統性は、別の対立的な正統性要求により傷つけられ、これまで不変化とされていた身分制秩序 (Ständeordnung) は、それが是認されることは永遠に不可能となったからである (Rainer Wahl, Die Entwicklung des deutschen Verfassungsstaates bis 1866, in: Isensee/Kirchhof (Hg.), Handbuch des Staatsrechts, Bd. I 2003, S. 48.)。

[ドイツ近代化への歩み]

その後のドイツ史は、屈折した経緯をたどる。プロイセンは、18 世紀末に革命の継承者ナポレオンと戦い、敗戦を契機に西南ドイツの諸侯はライン同盟を結成する (神聖ローマ帝国の消滅)。

ナポレオン支配の結果、ドイツの諸邦 (国家) は、さまざまな改革を迫られることになった。プロイセンとの戦いに勝利したナポレオンは、チルジット条約によりライン河・エルベ河間の旧プロイセン領を獲得し、ここにウェストファーレン王国を建設する (1807 年)。同国の憲法は、ドイツ初の近代憲法であった。それは、国王に多くの権限を与えるものではあったが、隷農制を廃止し、貴族の特権も否定し、公民の信教の自由や平等権等をも認める自由主義的なものであった。これらは、後のドイツの諸憲法に多大な影響を及ぼしたと言われている (山田晟『ドイツ近代憲法史』1975 年 6)。

さらにナポレオンの没落を契機に、一方で、ドイツ統一により民族的自由を獲得しようとする動きが強まり、他方では、ドイツ諸邦で憲法制定・改正による立憲主義の要求が高まった。前者のドイツ統一運動は、ドイツ同盟の結成 (1815 年)、フランクフルト憲法の制定 (1849 年)、北ドイツ連邦の結成 (1867 年)、ドイツ帝国の成立 (1871 年) となり、後者の立憲主義への志向は、バイエルン、プルーシエン、バーデン、プロイセンなどドイツ諸邦での憲法制定を促すことになった (山田晟・前掲書 6-7)。

[B] 1814 年以降の立憲主義

1814 年 10 月から 1815 年 6 月にかけてウィーン会議が開かれ、ナポレオン戦争後の平和と秩序回復の措置が話し合われた。会議を主宰したのは、オーストリアの外相 (後に「宰相」) メッテルニヒである。この会議の目的は、フランスの潜在的な膨張主義の脅威に対抗する強くて安定したドイツをつくりあげることにあった (メアリー・フルブロック前掲書 148)。

さてドイツ憲法史にとって重要なのは、1815 年 6 月 8 日に成立したドイツ同盟および同盟規約 (Deutsche Bundesakte von 8. Juni 1815) である。とくに以下のような条項が盛り込まれていたことが注目される。すなわち同盟規約第 13 条は、「すべての同盟国家 (Bundesstaat) において等族制憲法 (landständische Verfassung) が行われるものとする」と規定し、すべての邦 (国家) に「憲法」の実施を義務づけた。同第 16 条では、「キリスト教の宗派の違いは、ドイツ同盟内の諸州 (ラント) および地域において、市民的および政治的権利の享受におけるいかなる差別 (Unterschied)

も根拠づけることはできない」とされ、信教の自由が明言された。さらに、第 18 条では、「同盟の君主および自由諸都市はドイツ同盟の臣民に以下の権利 (folgende Rechte) を確約する (zusi-
chern) ことで合意した」と明記され、「臣民が居住し、購入しおよび占有する邦 (Staat) 域外の土地所有」、「ドイツ同盟国から他国への転居の資格」、「市民的奉仕および軍務へ就く資格」、「あらゆる事後課税 (Nachsteuer) からの自由」、「出版の自由 (Pressfreiheit) および著作者の権利と出版者の権利の確保」が認められた (Vgl. Günter Dürig/Walter Rudolf, Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte, 1979, S. 18-19)。

ドイツ史において一般に、1815 年 (ウィーン会議) から 1848 年 (3 月革命) までの時期は、「3 月前期」=「3 月まえ期」(Vormärz) と呼ばれている。この時期は、政治・経済などさまざまな分野において、ドイツの中世末期 (絶対主義) から近現代への「過渡期」にあたり、憲法学の観点からも重要な事象が散見されるのである。

[南ドイツ諸邦の憲法]

フランスにおいては、1814 年に国王ルイ 18 世が王位に復帰すると、彼は即座に「憲法シャルト」(Charte constitutionnelle) を発布した。この憲法 (憲章) は、国民が定める民定憲法ではなく、国王が下賜する欽定憲法であった。しかし同憲法は、南ドイツ諸邦の憲法に影響を与えることとなり、1818 年 5 月 26 日のバイエルン憲法、同年 8 月 22 日のバーデン憲法、1819 年 9 月 25 日のビュルテンベルク憲法、1820 年 12 月 17 日のヘッセン憲法が相次いで公布される。

なかでも哲学者ヘーゲルが関心を寄せたビュルテンベルク憲法は、国王と議会との間の協約として制定され、前文と本文 (1 条~205 条) で構成される大部の憲法典であった。本文の内容は、第 1 章「王国 (Königreich)」、第 2 章「国王、王位継承および帝国摂政 (Reichsverwesung)」、第 3 章「公民 (Staatsbürger) の一般法関係」。第 4 章「国家諸官庁」、第 5 章「市町村 (Gemeinde) と公職社団 (Amt-Körperschaften)」、第 6 章「国家に対する教会の関係」、第 7 章「国家権力の行使」、第 8 章「財政」、第 9 章「等族 (Landstände)」、第 10 章「裁判所 (Staats-Gerichtshofe)」となっていた。注目されるのは、この憲法が市民や各人に対してさまざまな権利を保障していたことである。例えば、「国家 (Staat) は、各市民 (Bürger) に対して人格 (Person) の自由、思想・良心の自由 (Gewissens-und Denk-Freiheit)、所有権 (Eigenthum) の自由および移転 (Auswanderung) の自由を保障する」(第 24 条)、「農奴の身分は永久に廃止される」(第 25 条) とされ、そのほか適法手続の保障 (第 26 条)、出版の自由 (第 28 条)、官庁の法律違反手続に対する各人の訴願 (Beschwerde) 申し立ての権利 (第 36 条) などの権利保障条項も規定されていた。議会については二院制が敷かれた。第一院 (erste Kammer) は、王家の王子 (Prinz)、高級貴族、終身で任命された者たちで構成され、第二院 (zweite Kammer) は、下級貴族 13 名、プロテスタントの総長・教区監督者 6 名、領邦教会監督 (Landesbischoff)、大学学長、都市選出議員などで構成されていた。さらに、議会選挙の原則、選挙の手続、議会の会期、法律可決の議事手続なども定められていた (Vgl. Günther Dürig/Walter Rudolf, a. a. O., S. 23-64)。

[プロイセンの事情]

プロイセンにおいても、憲法制定の意義は認識されていた。ただ諸改革の進捗状況とのかね合いで、いつ制定すべきかという問題が生じていた。1820年に、国王は憲法の制定の約束はしていたが、制定が引き延ばされていたのである。プロイセンは、結局1848年までは行政国家の伝統にとどまることになったが、行政国家では、市民社会の同意が得られず、王政復古期の旧貴族階級も十分に行動（活動）することができなかった。結局1830年から40年代までのプロイセンの停滞もあり、憲法制定の意義が現実的なものとなってきた。つまり、市民社会が発展し、身分制秩序に取って代われれば、市民社会と国家との媒介がますます必要になる。この媒介的任務には、地方の身分会では不十分であり、全国民の代表（機関）が求められ、代議制憲法の制定も欠くことができない。また国家の信用にとっても、憲法の制定は大前提となってきた（ライナー・バル{小山剛監訳}『憲法の優位』2012年146-147）。

[1830年フランス7月革命]

1830年にフランスで7月革命が起こり、ナポレオン後に復古したブルボン王朝が倒れ、7月王政が成立する。王政は、神聖不可侵であり、世襲であることを定めながら、他方で法の前の平等と所有権を保障し、本来なら対立するはずの二つの原理、すなわち絶対王政と市民社会の原理の妥協のうえに、立憲王政として打ち立てられることになった（大山礼子『フランスの政治制度』2005年47）。

7月革命の影響は、ドイツにも及び、ザクセン、ハノーファー、ブラウンシュバイク、クアヘッセンなどで手工業者たちや都市の下層市民らが騒動を起こすに至った。この後、これらの国や地域では、南ドイツと同様の憲法体制が確立することになる（C. F. メンガー {石川敏行他訳}『ドイツ憲法思想史』1988年175）。

[C] 3月革命と二重的憲法会議

[ドイツ3月革命の勃発]

1848年2月24日、パリでルイ・フィリップ国王が退位し、フランスが共和政に移行すると、ドイツにおいても革命的な憲法改革への機運が高まってきた。しかし同時に、フランス軍のライン川を越える新たな進軍も懸念されていた。

バーデンのマンハイムで始まった暴動（2月27日）は、多くのドイツ諸都市に波及することになった。その結果、各地における体制変革ないし憲法制定を求める動きが活発になってきた。地域別では、「南ドイツの革命」、「ライン・マイン領域の革命」、「中部ドイツの革命」、「北ドイツの革命」、「オーストリアの革命」、「プロイセンの革命」などに分けられる（Vgl. Ernst Rudolf Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. II, 1988, S. 502-586.）。本来、これらの領邦ないし地域において、どのような政治的変革の条件があり、またどのような憲法問題があったかを個別的に考察する必要がある。しかし、以下では、1848年の3月革命と連動しつつ繰り広げられた憲法制

定の攻防と変遷について、ドイツ憲法史の標準的教科書（Dietmar Willoweit, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 1997, S. 234ff.）の記述に沿って概説するにとどまる。

[南西ドイツ諸邦の動き]

1848年3月5日、南西ドイツの自由主義者が集まったハイデルベルク会議（Heidelberger Versammlung）では、以前から身分制会議（Ständeversammlung）の議員がそのために尽力してきた（バーデンにおけるバサーマンの動議）ところの、ドイツ国民代表という魅力的な理念が勝利した。「同盟会議」（Bundesversammlung）への信頼が揺るぎ始めていたために、人々は、国民代表がラインの向う側にある共和国（フランス）に対し、平和を脅かす挑発行為をすることはないと期待した。非公式的にハイデルベルクに集結した者たちはすぐに行動を起こした。彼らは、7議員の委員会（Ausschuss von sieben Mitgliedern）を任命する。同委員会は、ドイツ国民議会のための選挙案を提示して説明するものとされたが、適法的な思考をする政治家たちにとって、このことは、優良なアドバイス以上のものが意図されているように思われた。

7人委員会は、「ドイツ国民議会組織の基礎」（Grundlagen einer nationalen deutschen Parlamentarverfassung）について審議するために、1848年3月12日「わが国民の信頼できる人びと」（Männer des Vertrauens unseres Volkes）として、ドイツ等族会議のすべての構成員（alle Mitglieder deutscher Ständeversammlungen）ならびにその他の人たちを招待した。それに基づいて、1848年3月31日にフランクフルトに集結した「予備議会」（Vorparlament）は、直ちに革命的な要求—それは、世襲君主制の廃止と自由に選挙された議会との交替で絶頂に達する—に直面していることに気づいた。これに対して、穏健派は、君主制に対する支持表明を行ったが、彼らは君主制が国民主権原理と調和可能と考えていた。確かに構成員は数百人に上るが、むしろたまたま偶然的に、とりわけ南西部とラインラント出身者で占められた専門委員会が、そもそも全ライヒ（帝国）の憲法問題（Verfassungsfrage）を決裁するために招聘される正当性があるかどうか、という疑問が結局優位を占めることになった。当会議は、選挙手続に関する原則を樹立すること、および基本権の要求を定式化することに自らを限定した。予備議会は、国民議会の開催までは、1792年のフランス国民公会に倣った国民の革命機関として、永久に集会し続ける（permanent beisammenbleiben）ものとされた。対立は、即座に先鋭化した。多数派が、たとえ彼らの仲間から「50人委員会」—これは同盟会議に助言するものとされた—を選出するよう決議しても、極左の代表者は、決して「可」の投票をしなかった。彼らの指導者ヘッカー（Hecker）は、支持者とともに予備議会を去り、自分たちの政治目標を貫徹させるために、バーデンにおいて最初の無益な企て、つまり武装蜂起に踏み切った。

ハイデルベルク会議以来、能動的になった人たちは、暴力主義的な騒乱の危険を戦術的に利用しようとし、独自の政治活動を恐れてはいなかったが、彼らにとって重要なのは、ドイツの諸政府と共闘した「同盟改革」（Bundesreform）の方法による憲法の制定・改正であった。実際、その見込みはかなりあった。12に及ぶドイツの諸邦において、革命的な騒乱が続き、3月1日の単純な暴力的威嚇により、君主は、「国民の信頼」（Vertrauen des Volkes）を満足させる自由主義的な官僚を政

府内に任命せざるをえなくなっていたからである。中央ドイツの有力諸邦においては、こうして大臣の首席に重要人物が就任することとなった。これらの者は、代議院（Abgeordnetenversammlung）の多数派に支持をもつだけでなく、予備議会に集合した穏健な自由主義者とも同類の者たちであった。ここから、同盟会議において、政治的な方向転換が始まったといつてよい。

すでに3月前半において、同盟決議は、出版検閲の廃止をドイツ諸邦の自由に委ねていた。同盟決議は、「黒・赤・金」の三色を受け入れ、革命の目標を承認していた。同盟決議は憲法制定・改正の分野においても動いた。ドイツの諸政府は、同盟議会から要請されていたので、同盟憲法（Bundesverfassung）起草のために「17人代議員会」（Ausschuss von 17 Vertrauensmänner）を任命した。1848年3月13日にウィーン、同3月18日ベルリンで、ドイツの二つの巨大権力と反動路線の前哨（Vorposten）が血まみれた暴動により新たな展開に反応せざるをえなかったとき、事はそれほど進んでいたのである。メッテルニヒは、退陣し、亡命に追い込まれた。オーストリアの政治は、イタリアやハンガリーでの同時的危機に直面し、数ヶ月にわたり麻痺したままであった。それだけにより一層の期待がプロイセンに寄せられていたが、そのプロイセンでは、3月の末に自由主義内閣が発足していたのである。

[プロイセンの場合]

1848年の初頭、プロイセン邦（国家）領域の一部が革命の嵐に見舞われた。ラインラントでも騒乱が起これ、その最初の成果が1848年3月3日における「ケルンの請願」（Kölner Petition）であった。ベルリン市民も、日頃の不満から、また各地での暴動の知らせに接し過激化する。1848年の3月18日には、王宮前に集まった民衆に対し統一ドイツ国家の設立とプロイセン憲法の発布を約した勅令が発せられ、民衆は歓呼してこれを迎えたという。しかし衛兵の間からの発砲をきっかけに、民衆と軍との間で市街戦が展開されると、これに対してプロイセン王フリードリヒ・ウィルヘルム4世は、軍隊の撤退を命じ、一旦は民衆の勝利に終わる（林健太郎『プロイセン・ドイツ史研究』1977年186-187）。

1848年3月29日に、国王は、内閣の改造を迫られ、官僚主義的な暫定内閣に代わり新内閣を発足させた。自由主義者のL. カンプハウゼン（Campfhausen）が宰相となり、財務大臣にはD. ハンゼマン（Hansemann）が就任した（Ernst Rudolf Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, 1988, S. 579f.）。ドイツ史上初のブルジョアジー内閣であった。

カンプハウゼン/ハンゼマン内閣の発足により、超保守主義政党の敗北は決定的となった。国王は、保守主義者たちを遠ざけるに至ったが、彼らの原理と立場はまだ失われていなかった。始めのうちは、彼らの自信は確かに揺らいでいた。この3月期において、反革命（Gegenrevolution）は見込みのない無謀な企てであった。連合州議会議員（Abgeordnete des Vereinigten Landtags）であったO. v. ビスマルク（Bismarck）が革命に対する超王党派の抵抗を組織しようとしても無駄であった（Ernst Rudolf Huber, a. a. O., S. 580.）。

この新内閣のもとで、男子普通間接選挙が実施され、1848年の5月にそれに基づくプロイセン国民議会（Nationalversammlung）が召集されることになった。しかしこのとき、ほぼ同時並行的

に、フランクフルトの「統一ドイツ国民議会」選挙も進行していた。すなわち、1848年5月1日に、フランクフルト議会（das Frankfurter Parlament）選挙とともにプロイセン国民議会の選挙が行われた。あらゆる24歳以上の成年男子に選挙権が認められ、被選挙権は少なくとも30歳以上の者に与えられた。すべての原有権者（Urwahler）が1票をもった。邦領域は、402の選挙区に分けられ、各選挙区に1議席が配分され、議席は、選挙人の最高得票を獲得した候補者に与えられた（相対多数代表制）。1848年5月22日、国民議会はベルリンで召集され、居城での国王の「お言葉」をもって開会した。同日すぐに政府は、5月20日付けの憲法草案を発表したが、それは1831年のベルギー憲法に倣った穏健な「立憲主義」（Konstitutionalismus）によるものであった。しかし、プロイセン国民議会の憲法制定作業は、始めから、極左によって繰り返される妨害の圧力にさらされる運命にあった。K. マルクス（Marx）の友人のアーノルド・ルーゲ（Arnold Ruge）は、過激主義的な極左のスポークスマンであったが、継続する「第二の革命」を呼びかけていたからである（Ernst Rudolf Huber, a. a. O., S. 586.）。

かくして、ドイツの憲法運動は、全ドイツ統一を前提とするものと、プロイセンによるものとの「二重的憲法会議」として現象した。前記の5月22日のプロイセン（憲法制定）国民議会の召集は、後述する「フランクフルト統一ドイツ国民議会」開催の4日後のことであった。プロイセンの動きは、同国が統一ドイツの中に埋もれ、解消されてしまうことを嫌ったためとも言われるが、当時のプロイセン議会はフランクフルト議会よりもはるかに急進的であったとされる。プロイセンでは、その後、紆余曲折を経て、1848年12月5日、国王による欽定憲法が成立する（山田晟『ドイツ近代憲法史』1975年33）。

[フランクフルト統一ドイツ国民議会]

すでに触れたが、1848年3月5日、主として南西ドイツの政治家たちは、統一ドイツの憲法制定のため、ハイデルベルクでの予備議会（Vorparlament）の開催を決定した。予備議会は、1848年3月31日から4月3日まで開かれ、全ドイツ領邦国家から574名の領邦議会議員（オーストリアの2名を含む）がフランクフルト・アム・マイン（パウル教会）に集結した。多数派を構成していた自由主義者らは、諸侯との共同作業と国民議会構成のために素早く選挙の実施に踏み切った。そのために4月には、すでに25歳以上の男子に対し平等選挙権が付与され、有権者の拡大が図られた。

予備議会の目的は、①本会議体としてのフランクフルト国民議会を招集すること、②同議会の議員の選挙に関するルールを決定すること（実施は各邦に委ねられた）、③新ドイツ統一憲法の制定をこの国民議会に委任することの3点であった。同じ時期に、ドイツ同盟議会も国民運動のイニシアティブをとろうと画策したが、その試みは失敗に終わり、同盟議会は予備議会の決定を追認せざるをえなかった。そして1848年7月12日には、同盟議会の権限は、すでに国民議会が選任していた帝国摂政（Reichsverweser）に委譲される。個々の諸邦も例外なく予備議会の決定を尊重したので、国民議会選挙が各地において実施されることになった（C. F. メンガー {石川敏行他訳}『ドイツ憲法思想史』1988年191-192）。

1848年5月18日、パウル教会で「ドイツ憲法制定国民議会」が開催され、585名の議員が集まった。この会議には、当時のドイツの重要人物がそろい、壮観であったという（阿部謹也『物語ドイツの歴史』2002年202以下）。議員の80パーセントは、教育のある市民（95%がギムナジウム修了者）で占められていた。実際には、議会は男性の〈公務員議会〉、〈法曹議会〉（法曹はぴったり50%を占めた）、大学教授（プロフェッサー）などの名士によって構成されていた。とりわけ、公法学者（*Öffentlichrechtler*）が国民議会の舞台において活躍したことも特筆されるべきであろう（Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Recht in Deutschland, Zweiter Band, 1992, S. 271.*）。でき上がった憲法草案には、19世紀初期の公法学の成果が盛り込まれていた。他方、これに対して、実業家、手工業者たちと同様、大土地所有者、農夫などの庶民のほとんどは、そこには含まれていなかった（ウォルフガング・イエーガー/クリスティーネ・カイツ編著{中尾光延 監訳}ドイツ高校歴史教科書『ドイツの歴史 [現代史]』2006年52-53）。

[国民議会での憲法論議]

さて、ドイツ国民議会においてその後約1年に及ぶ憲法論議は、将来のドイツ帝国憲法に関する見解を表面化させた点で、きわめて有意義なものとなった（Vgl. Dietmar Willoweit, a. a. O., S. 239ff.）。国民議会は、憲法のテキスト（条文）について委託された制憲組織（*Konstituante*）であっただけでなく、同時に、執行府を任命し、アクチュアルな問題を解決しなければならない帝国権力（*Reichsgewalt*）として自身を把握していた。国民議会議長に選ばれたハインリッヒ・フォン・ガーゲルン（*Heinrich von Gagern*）は、就任演説の中で、憲法制定の全権（*Vollmacht*）を「国民の主権」に帰すと明言したとき、嵐のような拍手が沸き起こった。ドイツ諸邦の「体制側」の議会と政府との取り決めなしに、帝国憲法を制定することができる国民議会の自由は、見せかけだけの偽りであったことが後に判明するが、さしあたり世論の広範な同意に担われて、国民議会議員は、利用可能な行動の自由裁量を容認されていたのである。国民議会は、諸ラント（州）憲法（*Landesverfassungen*）が新帝国憲法と矛盾しない限りでのみ、将来、有効性を要求することができる旨の決議をした。憲法制定の作業委員会は、しかし国民経済、国際法、立法、国防・海軍のためのものでもあった。1848年の5月末以来、国民議会は、「中央権力」（*Zentralgewalt*）の創設に関する議論を続けていたが、議会のあらゆる決定に従属させる執行委員会（*Vollziehungsausschuss*）型革命モデルは、大多数からの激しい抵抗に会った。他方で、議員たちは、執行権力をオーストリア、プロイセンおよび第三国に取っておかれるべき三番目の執行部に委ねる、という考えにも共感できなかった。ガーゲルンの提案は、君主制的な解決であった。つまり、当時、人気のあったオーストリアのヨハン大公を摂政（*Reichsverweser*）に任命し、彼に「責任内閣」（*verantwortliches Ministerium*）として組閣させるというものであった。この提案は、1848年6月29日に3分の2の多数を獲得した。1848年7月12日、国民議会はこの暫定的な帝国首席にすべての形態における権限を委任したのである。ここにおいて、古い「同盟憲法」（*Bundesverfassung*）からの新たな「帝国憲法」（*Reichsverfassung*）への改造が実現するように思われた。それにもかかわらず、明確になってきたのは、ドイツの諸政府が自分たちに留保された諸権力を手放すことを望んで

いなかったことである。まもなく組閣された新内閣は、まったく自由に使える基盤をもっていなかった。帝国戦争大臣（Reichskriegsminister）の布告は、ドイツの諸部隊は当摂政に表敬すべきことを規定していたが、比較的小さな諸邦（国家）で遵守されただけであった。

[D] フランクフルト憲法の特質

国民議会での論議は、憲法上の原理的な問題についてどのような争いがあり、それに対してどのような結論を得たであろうか。以下では、議会と政府の関係、基本権、帝国の形成などに関して概観する（Dietmar Willoweit, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 1997, S. 240ff. の内容による）。

[議会と政府の関係]

まずパウル教会（国民議会）の多数派は、議会と政府との関係について次のように考えていた。近年の有力説では、左派民主主義者（die linken Demokraten）だけでなく、旧来的・立憲的自由主義者（Alt-oder Konstitutionell-Liberalen）たちも、「議会主義的統治」（parlamentarische Regierung）、つまり内閣の議会多数派への従属性を志向していたとされる。立憲主義（Konstitutionalismus）は、後にプロイセンやカイザー帝国（ドイツ帝国）では、政府任命に関する君主の自由な裁量（判断）権として内実化されるに至ったが、1848/49年段階では、まだ決して重要な憲法上の選択肢を意味するものではなかった。国民議会の圧倒的多数の確信によれば、ドイツにおける統治業務は、3月運動の成果に従い、なお国民議会の多数派と一致してのみ扱われ「現行の立憲主義的国法を基礎にして」（auf dem Boden des konstitutionellen Staatsrecht）行われるということである。ゆえに、従来の「立憲君主制」か「議会統治制」という問題は、設定そのものが真実態からはやや離れるものであった。当の議員たちからすれば、「議会主義と君主主義」を切り離して考えることはできず、両者は相互に不可分の関係にあった。君主による政府閣僚の任命は、議会多数派と一致して行われうるのである。コンセンサスを得るこの努力こそが、まさにパウル教会の憲法実践（Verfassungspraxis）となった。摂政によって任命された首席閣僚（宰相）は、議会がなお機能している限り、多数派に依拠することができた。初の内閣は不信任投票（Misstrauensvotum）により退陣するに到った。しかし、後に1849年の6月、ヨハン大公が少数派内閣を任命したとき、立憲主義的な思考をする議員たちからもこれに対する抗議がわき起こったという。

[基本権の論議]

国民議会の実際の活動は、基本権（Grundrechte）に関する憲法審議をもって始まったといってもよい。すでに7人委員会、予備議会および17人委員会は、このテーマについて特別な注意を払っていた。警察的抑圧の10年間を経て、このテーマの取り扱い是最優先課題であった。戦術的な配慮も一定の役割を果たした。予備議会の議論で明かになったことは、基本権については、国家機構の問題よりも素早い一致が求められていたことである。1848年7月3日すでに本会議（Plenum）で基本権の論議が開始された。1848年12月27日に、この憲法部分がまず先に法律（Ge-

setz)として公布されたが、当法律は、基本権の即時施行を定めた。もっとも、そうこうしている間に、革命の恐怖は諸政府にとって過去のものとなりつつあった。プロイセンとオーストリア、そしてバイエルンやハノーファーもまた基本権の発表を拒否するに至った。

それにもかかわらず、パウエル教会で採択されたこの「証明書」(基本権の法案)は、20世紀におけるドイツの現代型憲法にも影響を与え、現在の目からも注目に値する。まず、このとき初めての試みであったが、基本権には「直接適用される法」としての効力が与えられる形で法典に編纂された。そしてまた、基本権は、国事裁判所(Staatsgerichtshof)への「憲法訴願」(Verfassungsbeschwerde)を通じて保護されることも制度上可能とされた。さらに、一層感銘を受けるのは、基本権の範囲をめぐる議論の豊かさである。すなわち、啓蒙思想以来の古典的な「自由権」だけが議論の対象となったのではなく、厄介な問題、例えば貴族やユダヤ人などの地位をめぐる問題、国家と教会の関係、労働権に代表される「社会権」なども、論議の俎上に上ったことである。しかし、「自然権」的な人権の把握の問題、つまりすべての国家権力の前に基本権をおくべきとする議論は、革命的な目標としては疑義のあるものとみなされた。民主主義者の先進的な提案が奏効しない状態にあって、議会多数派は、基本権を、革命という形で表面化したところの社会運動を制約する手段としても理解していた。

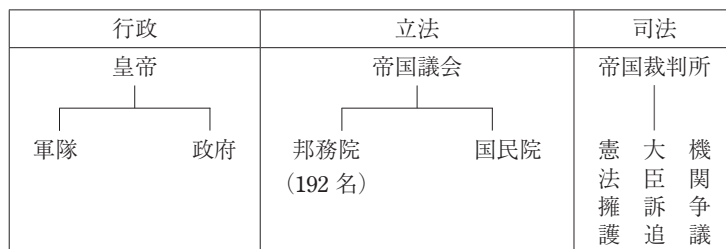
[帝国の結成・構成と諸機関]

1848年の10月に、帝国(Reich)とその諸機関(Organe)に関する憲法審議が始まったとき、同時に「アクチュアルな国民国家の問題」(aktuelle nationalstaatliche Fragen)に対して解答が出されなければならなかった。議会は、オーストリアの構造・憲法問題に直面していると感じた。6月の段階においてすでに、プラハにおけるハプスブルク家のチェコ人(臣民)らは、フランクフルトで開かれているドイツの国民代表と初のスラブ議会(Slawenkongress)とを対立させた。ハンガリー人、イタリア人、チェコ人そしてドイツの民主主義者が、ウィーンにおいて相次いで流血の蜂起に立ち上がり、多民族国家は危機に瀕することになった。この解決困難な民族問題を押さえ込むためには、軍事的手段は避けられないように思われた。10月末には、ウィーンは奪還され、帝国のすべての領域において、まもなく君主制の正統性が再度貫徹することになった。このとき任命された保守的内閣は、再び強められたハプスブルク家の皇帝権力は民族主義原理に、それとともに国民議会の憲法制定にも服従しないだろうと明言した。フランクフルト国民議会議員は、この結果に基づいて、政治目標を熟考しなければならなくなった。こうして、三つの巨大な会派が誕生することになる。「連合左派」、プロイセン的にもくろまれた「世襲帝国派」、そして「統一ドイツ右派」がそれである。商業関連法律は、世襲帝国派の手に移り、同派はゲーゲルンとともに宰相を立て、エネルギーにホーエンツォレルン家のドイツ帝国を推進しようとしたが、三会派のいずれも国民議会の多数を意のままにすることはできなかった。

このような事情のもとで、民主主義者らが目標とした考えは、可能な限り統合的な単一国家を創設しようとするものであり、一院制システム—したがって「邦務院」(Staatenhaus)は設置されない—とともに、首脳部に期限付きで選出される「帝国総督」(Reichsstaat)を置くものであったが、

彼らは、ドイツ国家の特殊性という歴史的・政治的価値を見誤った。ドイツの共和制を志向する者らは、国民の間に広範な支持が得られるとは予測していなかった。大ドイツ主義者らは、ドイツの二つの巨大権力と四つの王国の連合連邦役員会の提案により、ドイツ全連邦領域を無傷で守ろうとした。しかし同時に、このような同盟（連邦）改革が国民国家の期待をも満足させようとするなら、オーストリア君主制のドイツ圏域と非ドイツ圏域とは、異なった憲法上の位置づけにならざるをえない。結局、このあり方は、1849年の3月始めにオーストリアが欽定憲法－それは正式に全国家を宣言した－を手にしたとき、最終的に「鍵」が掛けられて保管されてしまった。世襲皇帝（帝国）派＝王党派も最初は、オーストリアのドイツ諸ラント（州）を民族ドイツ連邦国家に受け入れることを圧倒的に支持していたが、やむをえない場合は、プロイセンの世襲皇帝派の支持者は、小ドイツ主義（したがってオーストリア抜き）という解決法を承認する用意もあったのである。

1849年3月28日の帝国（フランクフルト）憲法の受容と公布は、世襲皇帝派と左翼の一部とが妥協した結果、可能となった。普通・平等・直接・秘密の選挙法は、価値の高い「賞品」であり、民主主義者はそのために君主制的な国家体制（憲法）に自分たちの同意を与えたのであった。憲法テキスト（条文）は、立憲主義の名立たる原理原則、例えば「君主の不可侵」「責任内閣制」「連署義務」（73条・74条）などを定めるものであった。また憲法は、邦務院（Staatenhaus）と国民院（Volkshaus）で構成される帝国議会（Reichstag）に広範な立法権を与えた（85条以下、100条以下）。しかし1848年12月にダールマン議員によって起案された「本年の成果は、我が祖国ドイツにおいて立憲主義的憲法の勝利を根拠づける」「今後は政府は各議院の多数派から発する」という言葉は、明確な形では規定化されなかった。



[フランクフルト憲法の挫折]

その後の展開については、史実が示すとおりである。フリードリッヒ・ウィルヘルム4世は、フランクフルト（パウル教会）憲法の基礎にある国民主権の原理を拒絶し、憲法が目的とした統一ドイツ帝国は成立することなく終わった。この憲法に対する擁護運動も、結局は沈静化してしまう。同憲法は、施行されることなく、「まぼろし」の憲法となった。しかしそれでも、この憲法の原理は、部分的ではあるが、後の北ドイツ憲法、ドイツ帝国憲法、ワイマール憲法、戦後の基本法（現行憲法）などに受け継がれ、今日までさまざまな形で影響を与え続けている。

[E] むすびードイツ立憲主義の原型

フランクフルト憲法は、1848年のドイツ3月革命の複雑な経緯を反映している。したがってこの憲法の性格を知るには、結局ドイツ3月革命の本質とは何だったかを知らなければならない。

[ドイツ3月革命の本質]

ドイツの3月革命には、実にさまざまな要素が含まれていた。大衆が抱く社会不安、立憲政治への移行を求める声、経済的な自由を求める自由主義者の政治的要求、ドイツ統一を求めるナショナリストの声などが混じり合い、絡み合っただけで起こったものがドイツ1848年(3月)革命であった。労働者のあげた抗議の声は、ほとんどすべて目先の問題に関するもの、つまり賃金と労働条件の改善要求に過ぎず、いわゆる「マルクス主義」的な意味でのプロレタリアートの革命ではなかった(メアリー・フルブロック前掲書169-171)。

K.マルクスは、1848年1月ベルギーのブリュッセルで「共産党宣言」を執筆中であったが、同年2月23日にパリで起こった2月革命は、たちまちヨーロッパ中を巻き込んだ革命の連鎖となった。マルクス自身も、ブリュッセルから追放され、パリに一時滞在し、やがてケルンに戻ることになる。マルクスが係わった共産主義者同盟も、本部を転々とさせ活動が停滞した。ケルンに戻ったマルクスは、「新ライン新聞」を発刊し、そこで1年、編集者、活動家として過ごす。変革はうまく進まず、ケルン、パリを追われ、1849年8月にロンドン亡命という経緯をたどることになった(的場昭弘『21世紀からみる『資本論』』2011年NHKカルチャーラジオ47)。

3月まえ期の段階でのマルクスは、まだ革命思想を体系化し始めたばかりで、その思想が当時のドイツに直接的な影響を与えることはできなかった。『資本論』などの主要な著作が生み出されるのは、亡命後のロンドンの大英博物館の閲覧室の静寂の中であった。マルクスは、19世紀ドイツの政治動向について遠方から観察し、批評するだけであった(メアリー・フルブロック前掲書163)。

革命前夜、すでに、マルクスと友人エンゲルスは、亡命の地から祖国ドイツを想いながら、しばしば「ドイツのみじめさ」について語り合った。「キリスト教的＝ゲルマン的不運」、つまり人民の意志など無視した絶対的な王権勢力が今なおドイツを支配している一方で、近代的・ブルジョア的発展もないわけではない。この中途半端なブルジョアジーは封建的ないし半封建的諸勢力に対抗し、それらを圧倒するだけの力をなお持ち得ないのに、すでに自分自身を葬る鬼子を胎内に宿している(マルクス「道徳的批判と批判的道徳」『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店第4巻368)。しかし、ブルジョアジーそのものが階級として一人前ではないため、その胎内に育ちつつあるプロレタリアートも未熟児である。言わば、どの身分も、どの階級も、時代の矛盾を感じながら、しかも八方ふさがりなのである。近代へ向けて古い社会を脱け出そうにも、脱けだす出口が見つからない。この時代の閉塞状況をマルクスらは「ドイツのみじめさ」と言ったのである(良知力「マルクス＝エンゲルスにおける48年革命論の基礎構造」『良知力編[共同研究]1848年革命』1979年32-33)。

したがって、マルクスらは、国民主権、憲法制定議会、革命運動などについての批評はしたが、ありうべき憲法についての確たる見識を持っているわけではなかった（松竹伸幸『マルクスはどんな憲法をめざしたのか』2010年35以下）。「3月革命」の挫折の一因となった。

[フランクフルト憲法の意義]

革命の難しさに直面しつつ成立したフランクフルト憲法は、施行に至らなかったとはいえ、その後制定されるドイツの憲法典や立憲主義についての原型となった。それは、今日の世界標準の「立憲主義」の視点からみて、少なからず興味深い思想と制度を内包している。

第1に、フランクフルト憲法は、妥協的な性格をもつものであり、それは後に特殊ドイツ的な立憲主義となって再現される。「パウ教会憲法はその休みのない方針において、君主と国民代表との間の19世紀の妥協・仲裁的試みであった」と言われる（Rainer Wahl, *Die Entwicklung des deutschen Verfassungsstaates bis 1866*, in: Isensee/Kirchhof, *Handbuch des Staatsrechts*, Bd. I 2003, S. 68.）。確かに、同憲法は、国民によって選任された国民議会を通じて作成され、「ドイツ皇帝の君主としての権利が憲法（Verfassung）によってのみ根拠づけられる」ことを前提とし、憲法前文は「憲法制定ドイツ国民議会は」「帝国憲法として議決し公布する」と明記し、制憲の主体を明らかにした。

憲法上、議会は政治の中心であったが、「議會万能主義」に傾斜するのではなく、代議制原理と法治国家原理との間のバランスの上で活動すべきものであった。絶対主義的な議會主義は、暴君のように、自由にとって危険であるという思想が背景にある。

議會と皇帝の関係においても、全体として、議會と皇帝とは、その権限・任務について多様な形の協力関係（チームワーク）の中に組み入れられた。このモデルは、領主（Fürst）と国民（Volk）との間のパリテー（同等）の原則を実践しようとするものであり、君主制原理と国民代表制原理からの要請との間を議會主義の名において調整するものであった。

具体的には、中心的な憲法条項の中に、皇帝に「信託」される権力（憲法73条）や、そのアナロジー（類似）として皇帝は「立法権を帝国議会と共同（Gemeinschaft）して、憲法上の制約のもとで行使する」（同80条）などの規定が目される。憲法改正においても、議會（両院）と皇帝との共同的作業であったが、皇帝には実質上の「拒否権」が認められた（同196条）。しかし他方において、「皇帝は、帝国憲法に従って、およそ帝国に関するすべての事柄について、統治権を有する」ものとされた（同84条）。このため、内閣（政府）発足の場合などの重要事項について、皇帝は、発案し決定する裁量をもつことになった。このほか、皇帝には、国際法上の代表権（同75条）、法律提出権（同80条）なども与えられていた。

第2に、基本権論においても、フランクフルト憲法の特徴が示されている。同憲法は、まず基本権がいかなるドイツ各邦の憲法および立法によっても廃棄されることもなければ制限されることもない旨宣言し（憲法130条）、そのうえで、職業選択・移転の自由（同133条）、人身の自由（同138条）、住居の不可侵（同140条）、表現の自由（同143条）、信仰・良心の自由（同144条）、学問・教授の自由（同152条）、請願権の保障（同159条）、集会の自由（同161条）、結社の自由

(同 162 条)、所有権の不可侵 (同 164 条)、裁判の公開 (同 178 条)、陪審裁判の保障 (同 179 条) などの権利を保障した。このほかにも、憲法は、実に詳細な権利保障を明記し、その後の基本権保障に先鞭をつけることとなった。

第 3 に、帝国裁判所に注目すべき権限が付与されている。機関争議の制度が設けられ、邦務院と国民院との間における紛争などが「憲法」の解釈に係わる場合に、裁判所が決裁を行うのである (憲法 126 条 b)。これは、現行のドイツ連邦共和国基本法が定める「憲法裁判」としての機関争訟とまったく同一のものである。また各邦の邦民 (国民) は、その邦政府に対して、ラント憲法を廃棄または憲法に違反してこれを変更したことを理由として出訴することができ (同 f)、ドイツ人の公民が帝国憲法によって保障された権利が侵害されたことを理由として訴えを提起することも可能となった (同 g)。後者は、現行憲法 (基本法) 上の憲法訴願 (Verfassungsbeschwerde) 制度とほぼ同一のものである。憲法訴願制度は、フランクフルト憲法にそのオリジナリティを有するものである。

第 4 に、パウル教会憲法は、第 7 章で「憲法の保障」の制度を創設している。皇帝が政権に就任する際には、帝国議会 (両院) の前で帝国憲法への宣誓を行わなければならない (憲法 190 条)、各邦の憲法および法律のいかなる規定も、帝国憲法と矛盾してはならないとされた (同 194 条)。

このように全体的として、フランクフルト憲法は、比較憲法上重要な規範的内容を含むものである。これらのものが、その後どのようにして、ドイツおよび他の国々の憲法に取り入れられるようになったかを探ることは、興味深い研究テーマとなろう。

The March Revolution 1848 and the German Modern Constitutionalism

Prof. YAMAGISHI Kikuji

[A] Preface

- The German political situation in “Vormärz”
- The German steps toward the modern state

[B] The constitutionalism after 1814

- The constitutions of the south states of Germany
- The circumstances of Prussen
- French July Revolution 1830

[C] The March Revolution and the double Constitutional Assembly

- The outbreak of the German March Revolution
- The movements of the southwest states of Germany
- The trend of Prussen
- The activities of the Frankfurt National Assembly

[D] The characteristic of The German Imperial Constitution

- The debate on the relationship between Parliament and Government
- The discussion about the Fundamental Human Rights
- The problem of the Nation State of Germany and the controversy on the Imperial Assembly and the Chief

[E] Closing

- The original model of the German Constitutionalism
- Particularity of the German Constitutionalism
- Two problems of the formation of German Nation State and the enactment of German Constitution

